

広島県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

平成27年8月21日

広島県

目 次

第1 趣旨	1
1 背景	1
2 広島県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の基本的事項	2
(1) 計画期間	2
(2) 対象区域	2
(3) 対象物	2
(4) 処分先及び処理期間	2
(5) その他	3
第2 PCB廃棄物の保管量、使用中の量及び処分見込み量	4
第3 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理体制の確保	5
1 高濃度PCB廃棄物の処理	5
(1) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の概要	5
(2) 北九州PCB廃棄物処理事業の概要	5
2 低濃度PCB廃棄物の処理	7
3 排出事業者によるPCB廃棄物の処理	7
第4 PCB廃棄物の適正な処理の推進	8
1 電気機器等を使用又は保管している者の役割等	8
2 PCB使用製品を使用している者の役割等	8
3 保管事業者の役割等	8
4 収集運搬を行う者の役割等	8
5 処分を行う者の役割等	9
6 行政の役割等	9
(1) 未処理のPCB使用製品及びPCB廃棄物の把握及び監視	9
(2) 適正処理指導	9
(3) PCB廃棄物処理基金への出えん	10
(4) 円滑な処理確保のための連携体制	10
(5) その他の取組	10
参考 PCB廃棄物に関する各種ガイドライン等	11

第1 趣旨

1 背景

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）は、不燃性、絶縁性、化学的に安定している等の性質を有する化学物質であり、熱交換器の熱媒体、トランス・コンデンサ等の絶縁油、感圧複写紙等に幅広い用途で使用されてきた。

一方で、PCBは毒性を有しており、自然界で分解しにくく、生物の体内に蓄積されるなど、自然界及び人の健康への影響が懸念される物質である。

わが国では昭和43年に、食用油の製造過程で熱媒体として使用されていたPCBが油に混入し、それを摂取した人々に健康障害を引き起こした「カネミ油症事件」が発生し、PCBが人の健康に及ぼす影響が問題となった。

このため、昭和47年以降、PCBの新たな生産は中止され、昭和48年10月に制定された「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）」により、その製造及び輸入が事実上禁止された。

その後、廃棄物となったPCBの処理が問題となったが、処理体制が整備されず、事業者による長期的な保管が行われていたため、これら保管中のPCB廃棄物の紛失等による環境への拡散及び影響が懸念される状況となった。

このような状況において、PCBによる環境汚染を防止し、将来にわたって国民の健康を保護し、生活環境の保全を図るため、平成13年7月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「PCB特措法」という。）」が制定された。

その後、国は、PCB特措法第6条の規定に基づき、平成15年4月にポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（以下「PCB処理基本計画」という。）を策定し、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（旧日本環境安全事業株式会社。以下「JESCO」という。）を活用して、全国5箇所での拠点的な広域処理体制を構築するなど、国内のPCB廃棄物の処理体制の整備を進めてきた。

こうした国の取組を踏まえ、広島県では、平成20年3月、PCB特措法第7条の規定に基づき、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的、計画的に推進するため「広島県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を策定し、同年4月から順次、広島県を事業対象地域に含むJESCO北九州PCB処理事業所において、県内に保管されているPCB廃棄物の処理が行われてきた。

しかしながら、世界でも類を見ない大規模な化学処理方式によるPCB廃棄物の処理は、作業者に係る安全対策など、処理開始後に明らかになった課題への対応等により、当初予定されていた平成28年3月までの当該処理に係る事業の完了が全国的に困難な状況となり、国において、平成26年12月にPCB処理基本計画の見直しが行われたことから、これを踏まえ、本計画について、必要な見直しを行うものである。

2 広島県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の基本的事項

本計画は、PCB特措法第7条の規定に基づき、PCB処理基本計画との整合を図り、広島県内のPCB廃棄物の計画的な処理を推進し、PCB廃棄物による環境汚染を未然に防止し、県民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることを目的として策定する。

(1) 計画期間

平成27年8月21日から平成39年3月31日まで(PCB特措法で定める処分の期限)とする。

(2) 対象区域

広島県全域とする。

(3) 対象物

- ・PCB特措法第2条第1項に定めるPCB廃棄物
- ・PCBが使用されている製品(以下「PCB使用製品」という。)

(4) 処分先及び処理期間

ア 委託処理する場合

PCB廃棄物を委託処理する場合の処分先及び処理期限等は、PCB廃棄物の種類に応じて表1のとおりとすることとする。

表1 PCB廃棄物の処分先及び処理期間

	処分先	処理期間
高濃度PCB廃棄物	JESCO 北九州PCB処理事業所	<計画的処理完了期限 ^{*1} > 平成31年3月31日 <事業終了準備期間 ^{*2} > 平成31年4月1日から 平成34年3月31日まで
高圧トランス・ コンデンサ等		<計画的処理完了期限> 平成34年3月31日 <事業終了準備期間> 平成34年4月1日から 平成36年3月31日まで
安定器等・汚染物		
低濃度PCB廃棄物	無害化処理認定施設等 ^{*3}	平成39年3月31日まで

- ※1 PCB処理基本計画で設けられた、保管事業者がJESCOに対して処分委託を行う期限をいう。
- ※2 PCB処理基本計画で設けられた、現時点で推計される処分見込み量に含まれない廃棄物の処理、処理が困難な機器の存在、事業終了のための準備を行うための期間等を勘案し、計画的処理完了期限の後の期間をいう。
- ※3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第15条の4の4第1項の規定に基づき認定を受けた無害化処理認定施設及び同法第15条第1項の規定に基づき許可を受けた産業廃棄物処理施設をいう。

イ 排出事業者自ら処理する場合

中国電力株式会社が自ら保管する柱上トランス等のPCB廃棄物[※]については、委託処理する場合のほか、同社が廃棄物処理法第15条第1項に基づき許可を受けて設置する処理施設において、表1に掲げる処理期間内に処理することとする。

※柱上トランス等のPCB廃棄物とは、柱上トランス本体およびPCBを含む油を指す。

(5) その他

本計画は、PCB処理基本計画の改定及びPCB廃棄物の処理体制の状況等を勘案し、適宜見直すこととする。

第2 PCB廃棄物の保管量，使用中の量及び処分見込み量

県内にPCB廃棄物を保管する事業者は、PCB特措法第8条の規定により、毎年6月30日までに、広島県知事（広島市、呉市及び福山市に所在する事業者にあつては各市長。以下「広島県知事等」という。）に対し、保管状況等を届け出ることが義務付けられており、使用中のPCB使用製品の状況についても、同時に届け出ることとされている。

届け出された内容から、現在使用中のPCB使用製品についても将来廃棄物になることを勘案し、現在保管中のPCB廃棄物の量に、使用中のPCB使用製品の量を加えたものを処分量として見込み、PCB廃棄物の保管量，使用中の量及び処分見込み量を集計した値を表2に示す。

表2 PCB廃棄物の保管量，使用量及び処分見込み量（平成26年3月31日現在）

	PCB廃棄物の種類	保管量 (A)	使用中の量 (B)	処分見込み量 (A+B)
電気機器類等 (台)	高圧トランス	450	331	781
	低圧トランス	1,285	6	1,291
	柱上トランス	178,778	46,057	224,835
	高圧コンデンサ	5,109	572	5,681
	低圧コンデンサ	16,783	74	16,857
	安定器	98,085	5,168	103,253
	その他の機器	3,373	1,016	4,389
	合計	303,863	53,224	357,087
その他 (kg)	PCB	3,857	0	3,857
	PCBを含む油	379,694	230	379,924
	感圧複写紙	26,997	0	26,997
	ウエス	43,522	0	43,522
	汚泥	76,801	0	76,801
	その他	48,061	0	48,061
	合計	578,932	230	579,162

※「PCB」及び「PCBを含む油」のうち、容積で届け出られているものについては、1ℓ=1kgに換算した。

なお、表2のほか、PCB特措法の届出義務があるにもかかわらず未届出のPCB廃棄物や、事業者が使用中であるため届出義務のないPCB使用製品が存在する。

第3 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理体制の確保

1 高濃度PCB廃棄物の処理

広島県内に保管されている高濃度PCB廃棄物は、PCB処理基本計画において、国がJESCOを活用して全国5箇所に整備した拠点的広域処理施設のうち、北九州PCB処理事業所で処理することとされている。このため、広島県内に保管されているPCB廃棄物は、同事業所において処理する。

(1) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の概要

事業主体であるJESCOの概要を表3-1に示す。

表3-1 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の概要

名称	中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO） (平成26年12月24日付けで日本環境安全事業株式会社から改称)
設立	平成16年4月1日（旧環境事業団の業務を承継して設立）
資本金	6億円（全額政府出資）
監督官庁	環境省
本社所在地	東京都港区芝一丁目7番17号

(2) 北九州PCB廃棄物処理事業の概要

平成13年11月、北九州PCB廃棄物処理事業の事業実施計画が全国で初めて認可された。北九州PCB処理事業所は、平成16年12月から北九州市及びその他の福岡県内に保管されているPCB廃棄物を処理が先行して開始され、広島県内に保管されているPCB廃棄物については、平成20年4月から処理が開始されている。

北九州PCB廃棄物処理事業の概要を表3-2に、同事業の処理施設の概要を表3-3に示す。

表3-2 北九州PCB廃棄物処理事業の概要

事業場	中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北九州PCB処理事業所	
所在地	福岡県北九州市若松区響町一丁目62-24	
処理予定期間	平成16年12月から平成36年3月まで	
処理対象	高圧トランス・コンデンサ等	安定器等・汚染物
事業対象地域	A地域	A地域、B地域、C地域（大阪PCB処理事業所及び豊田PCB処理事業所における処理対象物を除く。）
事業対象地域以外に保管されている処理対象物	C地域の車載トランスの一部、D地域のコンデンサの一部	—

※事業対象地域は、以下のとおり。

A地域：中国地方，四国地方，九州地方の17県

B地域：滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県，奈良県，和歌山県

C地域：岐阜県，静岡県，愛知県，三重県

D地域：埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県

表3-3 北九州PCB廃棄物処理施設の概要

	処理対象物	処理方式		PCB処理能力	操業開始時期
第一期施設	高圧トランス・ コンデンサ等	前処理	洗浄法及び真空加熱分離法の組合せ	—	平成16年12月
		液処理	脱塩素化分解法	1.0 t / 日 (PCB分解量)	
第二期施設	高圧トランス・ コンデンサ等	前処理	真空加熱分離法	—	平成21年6月
		液処理	脱塩素化分解法	0.5 t / 日 (PCB分解量)	
	安定器等・汚染物	プラズマ溶融分解法		10.4 t / 日 (安定器等・汚染物量)	平成21年7月

2 低濃度PCB廃棄物の処理

「低濃度PCB廃棄物の処理に関するガイドライン―焼却処理編―」（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課）において定義される低濃度PCB廃棄物については、無害化処理認定施設等において処理する。

3 排出事業者によるPCB廃棄物の処理

電力会社は、その業務の性質上、多数のPCB使用機器及びPCB廃棄物を保有している。

中国電力株式会社では、これらのPCB廃棄物等を自社で処理するため、安芸郡坂町に廃棄物処理法第15条第1項に基づき許可を受けた産業廃棄物処理施設を設置し、PCB微量混入絶縁油を分離している。

表3-4 中国電力株式会社によるPCB廃棄物処理の概要

事業場	中国電力株式会社 柱上変圧器リサイクルセンター
所在地	安芸郡坂町平成ヶ浜四丁目1-103
処理対象物	柱上トランス、バルンサー
施設の種類	分離施設
処理方式	真空加熱分離法
処理能力	31t/日
処理計画	柱上トランス・バルンサー 約84万台
運用開始	平成19年5月30日
対象区域	中国地方5県

第4 PCB廃棄物の適正な処理の推進

PCB廃棄物の安全かつ適正な処理の推進のため、保管事業者、処理業者及び行政等は、以下の役割と責任を負う。

1 電気機器等を使用又は保管している者の役割等

電気機器（トランス・コンデンサ・安定器）又はOFケーブルを使用又は保管している事業者は、必要に応じ、製造者に対して、PCB汚染の可能性の有無について確認し、汚染の可能性がある場合には、速やかに絶縁油中のPCB濃度を測定する等の適切な方法により、PCBに汚染されているかどうかを確認するものとする。

2 PCB使用製品を使用している者の役割等

- ・ PCB使用製品を表1に掲げる処理期間内に適正に処理するため、当該製品をPCBが使用されていない機器に計画的に更新するよう努めなければならない。
- ・ また、県のPCB廃棄物の適正処理の推進に関する取組等について、協力するものとする。

3 保管事業者の役割等

- ・ 保管しているPCB廃棄物が処理されるまでの間、PCBの漏えい等による人の健康及び生活環境に係る被害が生じないように保管状況を点検し、必要に応じ、改善のための措置を講ずるとともに、紛失したり、PCB廃棄物ではないものとして処分することのないよう、適正に保管し、表1に掲げる処理期間内に、計画的かつ適正にPCB廃棄物を処分しなければならない。
- ・ PCB特措法の定めるところにより、保管及び処分の状況を広島県知事等に届け出なければならない。また、使用中のPCB使用製品を保有している場合は、その状況についても同時に届け出なければならない。また、処理が完了した場合でも、次年度にその旨を届け出なければならない。
- ・ 県のPCB廃棄物の適正処理の推進に関する取組等について、協力するものとする。
- ・ 北九州PCB処理事業所で処分する場合には、北九州市が安全性確保のために講じる施策等に協力するものとする。

4 収集運搬を行う者の役割等

- ・ PCB特措法及び廃棄物処理法等の関係法令並びに国の定める「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」及び「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」に従い、また、事故などによるPCB廃棄物の飛散、流出等、人の健康及び生活環境に係る被害が生じないように、適正かつ安全な運搬を行わなければならない。
- ・ 作業時に事故が発生した場合に備え、保管事業者、警察、消防、自治体等の関係機関の連絡先を記載した緊急時連絡体制を整備し、運搬車両に備え付けなければならない。
- ・ 県のPCB廃棄物の適正処理の推進に関する取組等について、協力するものとする。

- ・ 北九州PCB処理事業所で処分する場合には、運搬にあたり、北九州市が定める北九州市内の運行条件を遵守するとともに、北九州市が安全性確保のため講じる施策等に協力するものとする。

5 処分を行う者の役割等

- ・ PCB特措法、廃棄物処理法等の関係法令を遵守し、PCB廃棄物の処分にあたり、飛散、流出等により、人の健康及び生活環境に係る被害が生じないように、施設の整備、管理等を行わなければならない。
- ・ 作業時に事故が発生した場合に備え、警察、消防、自治体等の関係機関に対して速やかな通報ができるよう、緊急時連絡体制を整備しなければならない。
- ・ 県のPCB廃棄物の適正処理の推進に関する取組等について、協力するものとする。

6 行政の役割等

(1) 未処理のPCB使用製品及びPCB廃棄物の把握及び監視

- ・ 広島県、広島市、呉市及び福山市（以下「広島県等」という。）は、PCB廃棄物の保管及び処分の状況を把握し、不適正処理の防止及び表1に掲げる処理期間内の処理を徹底するため、計画的に立入検査を行い、監視を強化する。
- ・ 国、JESCO、電気保安関係等の事業者等の協力を得て未処理事業者の台帳を作成するとともに、未処理事業者の処理の時期を確認し、処理の進捗状況を管理する。
- ・ 未届出のPCB廃棄物及び使用中のPCB使用製品の状況について把握するため、必要に応じ、事業者等に対してアンケート調査等を行う。

(2) 適正処理指導

表1に掲げる処理期間内にPCB廃棄物を処理するため、次のとおり指導等を行う。

ア PCB汚染の有無に関する指導

電気機器（トランス・コンデンサ・安定器）又はOFケーブルを使用又は保管している事業者に対し、PCB汚染の可能性の有無について確認し、汚染の可能性がある場合には、速やかに絶縁油中のPCB濃度を測定する等の適切な方法により、PCBに汚染されているかどうかを確認するよう指導する。

イ PCB使用製品を使用している者に対する指導

PCB使用製品を使用している者に対し、当該製品を表1に掲げる処理期間内に確実に処理するため、計画的に更新するよう、電気保安関係等の事業者等と連携を図り、指導する。

ウ PCB特措法の届出指導

未届出のPCB廃棄物を保管する事業者に対し、PCB特措法に基づき、広島県知事等に保管状況等を届け出るよう指導する。

エ 適切な保管指導

未処理のPCB廃棄物を保管している事業者に対し、特別管理産業廃棄物保管基準に

従って適切に保管するよう指導する。

オ 処理期間内の早期処理の指導

(ア) 高濃度PCB廃棄物保管事業者に対する指導

高濃度PCB廃棄物保管事業者に対し、表1に掲げる処理期間内に確実に処理を完了させるため、JESCOと調整の上、計画的かつ速やかに委託処理するよう指導する。

(イ) 低濃度PCB廃棄物保管事業者に対する指導

低濃度PCB廃棄物保管事業者に対し、表1に掲げる処理期間内で計画的かつ速やかに処理するよう指導する。

カ 適正な収集運搬の指導

保管事業者及び収集運搬業者に対し、収集運搬中の漏洩防止措置等の安全対策を講じるなどして安全な収集運搬を確保するよう指導する。また、北九州PCB処理事業所に搬入しようとする保管事業者及び収集運搬業者に対しては、北九州市内の運行条件を遵守し、北九州市が安全確保のために講じる施策等に協力するよう指導する。

(3) PCB廃棄物処理基金への出えん

PCB廃棄物の処分料金は高額であり、PCB廃棄物を保管する中小事業者にとって、大きな負担となる。この負担を軽減するため、国、都道府県及び産業界からの出えん金により、PCB廃棄物処理基金が設けられており、基金の管理団体である独立行政法人環境再生保全機構を通じ、JESCOに委託処理しようとする中小事業者の処分費用の軽減が行われている。広島県は、引き続き基金に対して出えんを行うとともに、この補助制度の周知を徹底し、PCB廃棄物の円滑な処理を図るものとする。

(4) 円滑な処理確保のための連携体制

JESCOにおける円滑な処理の確保のため、国、他都道府県市及びJESCOと連絡調整し、PCB廃棄物の搬入時期等の調整を行う。また、北九州事業対象区域内の自治体及びJESCOにより構成される「北九州PCB廃棄物処理事業に係る広域調整協議会」において、広域処理に係る安全の確保に関する調整を行う。

(5) その他の取組

広島県等は、PCB廃棄物の処理を円滑に進めるため、本計画及びPCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に必要な事項を県民に対し周知し、啓発を行う。

また、PCB廃棄物の拠点的広域処理において、北九州PCB処理事業所が設置されている北九州市は、国からの要請を受け施設の立地を受け入れ、さらに平成26年4月に、国内のPCB廃棄物の処理を促進するため、処理期間の延長を追加で受け入れている。こうした地元地域の重要な貢献を認識し、北九州市が講じる処理の安全性の確保や早期処理等を推進するための施策に積極的に協力するとともに、計画的処理完了期限内に一日でも早く県内の対象廃棄物の処理を完了させるよう努める。

参考 PCB廃棄物に関する各種ガイドライン等

低濃度PCB廃棄物の処理に関するガイドライン—焼却処理編—

(http://www.env.go.jp/recycle/poly/manual/guideline_haidenki.pdf)

微量PCB汚染廃電気機器等の処理に関するガイドライン—洗浄処理編—

(http://www.env.go.jp/recycle/poly/manual/guideline_senjyo.pdf)

PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン

(<http://www.env.go.jp/recycle/poly/manual/index.html>)

低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン

(http://www.env.go.jp/recycle/poly/manual/guideline_lc-transport.pdf)

絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル（第3版）

(http://www.env.go.jp/recycle/poly/manual/sim_method-io.pdf)

低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法（第2版）

(http://www.env.go.jp/recycle/poly/manual/lc-method_v2.pdf)

今後のPCB廃棄物の適正処理推進について—今後の処理推進に当たっての基本的な考え方と講ずべき対策—

(<http://www.env.go.jp/press/files/jp/20515.pdf>)